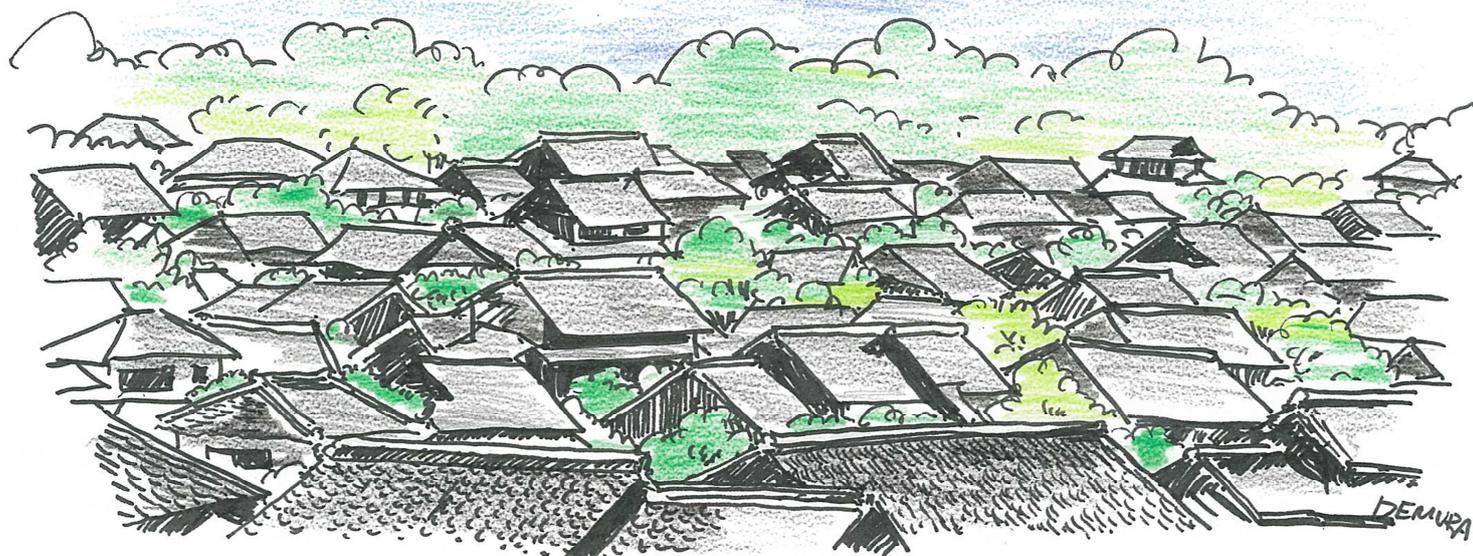


東浦町の景観まちづくり

東浦町景観計画のあらまし



百年後にも東浦が東浦でありつづけられるために

「景観まちづくり」は、この町で暮らす人々が、まず自分たちのまちの景観の良さに気付き、それを守り、活かし、創ることによって誇りや生きがいのある暮らしの空間が生まれ、それが東浦の価値の向上につながり、持続的で豊かな、自立したまちにしようという取り組みです。景観計画では、東浦町の景観の特性や実態から、景観の保全や活用に向けて課題を整理し、東浦らしい景観を守り育てるための、「景観まちづくり」の方向性と、取り組むべき行動を定めています。

平成 28 年 4 月

東 浦 町

東浦町の景観 守りたい「東浦らしさのある景観」とは？

屋敷と郷中の景観ゾーン

かつて弘法大師が歩き、
於大の里であった歴史の面影が残るまち並み

ほっとする路地や坂道の風情を守ろう

国道366号の西側を南北方向に縦貫する旧道に沿って、古いまち並みが残っています。特に緒川地区、生路地区において「まち並み」としてのまとまりが多く残っています。また、高低差があり細く曲がった坂道の路地が多いのも、この地区の地形上の特徴です。この高低差により、高台からの古い家屋の屋根の連なりなど特徴的な景観があり、気持ちのいい散歩道となっています。

■知多四国八十八寺巡りの道筋「弘法道」が残り、お遍路さんが歩く景観があります。集落内等に道案内の標識もみかけます。

■このあたりでは黒く塗られた板壁の家や蔵が一般的で、今も残されています。しかしながら、こうした古い家屋の建て替えが急速に進みつつあります。



細い路地、坂道に沿って残る古いまち並み

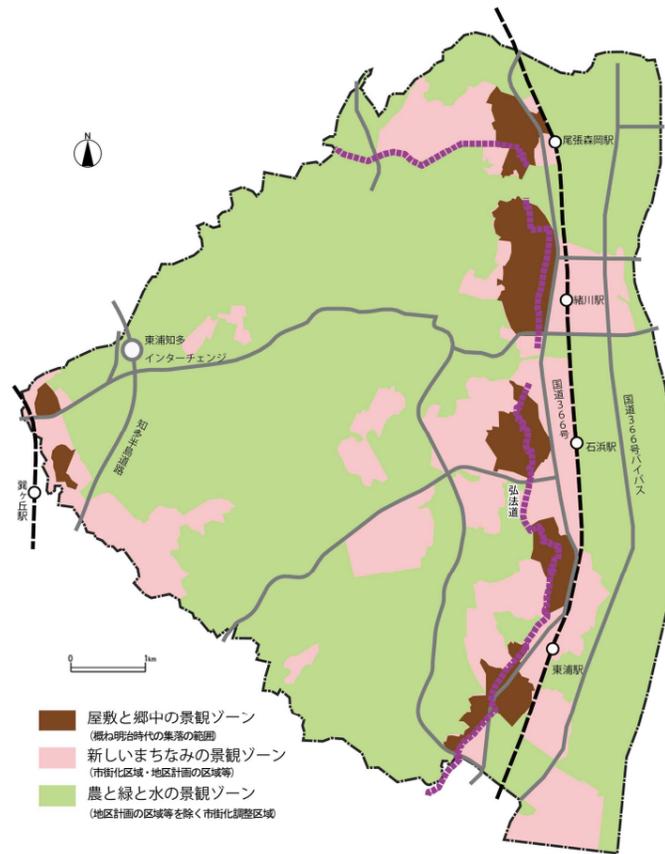


緒川駅からみた緒川の屋敷の屋根並みとその背景の緑

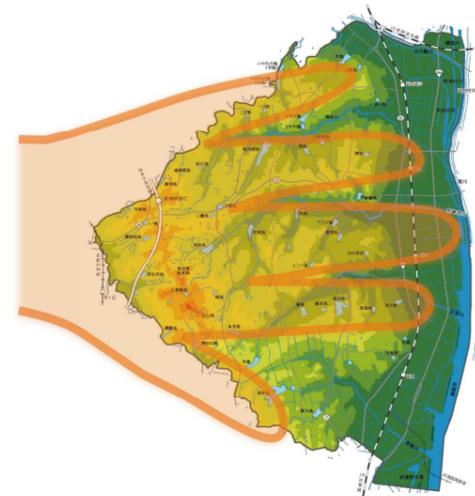
【屋敷と郷中とは？】

森岡、緒川、石浜、生路、藤江と南北に連なる旧市街地や緒川新田の旧市街地は、緒川地区では「屋敷」、その他の地区では「郷中」と呼ばれてきました。

江戸時代もしくはそれ以前から形成されてきたまちのルーツとなる古いまちのエリアへの注目を呼び起こすという意味から、あえて特色ある呼称として「屋敷」「郷中」という呼び名を用いています。



■屋敷と郷中の景観ゾーン
(概ね明治時代の集落の範囲)
■新しいまちなみの景観ゾーン
(市街化区域・地区計画の区域等)
■農と緑と水の景観ゾーン
(地区計画の区域等を除く市街化調整区域)



【根と狭間とは？】

かつて丘陵部は「根」、川筋(谷間)は「狭間」と呼ばれており、その名残は地名(字名)に残されています。

本町の中央部に位置する明徳寺川をはじめとして、川の水辺と農地からなる「狭間」と、それを挟む両側の「根」の丘陵樹林地からなる田園において、数多くのため池を水利として古くから農業が営まれてきました。

現在もこの「狭間」には、里川とそれに沿った農地があり、両側の「根」の里山に挟まれ、落ち着きのある水と緑の田園景観が残されています。

新しいまちなみの景観ゾーン

現代の東浦の「顔」

節度・品位のなかに、にぎわいや快適さのある新しい景観を創造しよう

駅の周辺や幹線道路沿いは、多くの人が集まり通過することで人の目に触れやすく、訪れる人にとって、東浦町の第一印象となるエリアです。このゾーンは町の「顔」「玄関口」であると同時に、日常の通り道として生活と密着した住民の原風景のひとつとなっています。

■国道366号を中心とした主要幹線道路に沿ってロードサイド商業が多く立地し、また、緒川駅東側の大規模商業施設とともに商業の中心となっています。

■国道366号沿道を中心として、主要幹線道路沿道には屋外広告物が多く設置されています。

■石浜の県営東浦住宅をはじめ、丘陵地を中心に新しい住宅団地が形成されています。

■藤江工業団地には大規模な工業施設が集中して立地しているほか、町中央部においても東浦石浜工業団地が造成されています。



幹線道路沿道の工場につくられた緑地帯



緑豊かでうるおいのある住宅地のまちなみ

農と緑と水の景観ゾーン

ぶどう畑のある田園、「根」と
「狭間」の水と緑、衣浦湾の岸

辺の景観

農業の魅力、里山と農地に囲まれたふる

さとの川、美しい水際の景観を守ろう



明徳寺川の水辺と緑

東浦の特産品であるぶどう畑の斜面、自然環境に親しむ場としての里山と農地に囲まれたふるさとの川、衣浦湾に沿った岸など、東浦町の自然豊かな景観は、いずれも広がりのある眺めが特徴となっています。

■町の西部の丘陵地に広がる畑地帯は、ゆるやかな起伏と広がりのある眺望景観を持ち、本町の特色ある産業としてのぶどう畑に多くの観光客が訪れています。

■明徳寺川をはじめ、本町を東西方向に流れる河川に沿った水田を中心とする田園地帯は、本町の景観構造の基本である「根」と「狭間」により形成されています。ここでは、衣浦湾に沿った広がりのある大規模な水田とは異なった、緑に囲われた水の景観が特徴で、町の中央を流れる明徳寺川沿いでは「於大まつり」の練り歩きが行われています。

■衣浦湾の堤防周辺は水田が多く、360度の広い視界が開けているのが特色です。

周辺の景観に大きな影響を及ぼす行為を行うにあたって

地域がもともと持っている貴重な資源である景観を壊すような行為とならないよう、大規模行為や屋外広告物についてのルールやマナー(景観形成基準)を設けています。

一定の規模以上の建築物や工作物、開発行為、土地の形質の変更、木竹の伐採や物件の堆積等の大規模行為は、周辺の景観に大きな影響を及ぼすこととなり、地域の景観を形成する要素として重要な役割を持っていることから、良好な景観の形成に関する制限を行うこととします。周囲の景観に大きな影響を及ぼす恐れのある大規模な行為をしようとする場合は、あらかじめ町に届出が必要です。詳しくは「東浦町景観形成ガイドブック」をご覧ください。

周辺の景観と調和し、よりよい景観をつくるアイデアのきっかけに

「景観形成基準」を定めることは、ルールやマナーに基づいて大規模行為や屋外広告物を「規制」することが目的ではありません。また、建築行為をはじめとしたまちづくりのデザインにおいては、新しい発想やユニークな取り組みが数多くあり、それを否定するものでもありません。

住民や事業者のみなさんが、周辺の景観に大きな影響を及ぼす恐れがある行為を行おうとする時、地域がもともと持っている景観の特徴や魅力を理解し、どうすれば地域の景観になじみ、調和させることができるかを考えるためのガイドであり、誇りや生きがいのある暮らしの空間を生み、東浦の価値の向上につなげるきっかけとして役立てていただければと思います。

こうした考え方にもとづき、東浦町では、行政、住民、事業者等、さまざまな主体による以下に定めた「景観まちづくり10の行動計画」を進めていきます。

景観まちづくり 10の行動計画

●行政による景観まちづくり

- 01 景観に配慮した道づくり・川づくり・まちづくり【公共施設整備における景観配慮】
- 02 届出対象行為へ適切に対応するとともに、まちづくり計画を管理する【行政の組織体制の強化】
- 03 良好な景観づくりに取り組む個人、団体、企業の活動を表彰し、公共で助成する【表彰・助成制度の活用】

●住民、事業者等と行政が協働する行動・事業

- 04 まずゴミをひろい、植木を育てるところから始める身近な景観まちづくり【1人でできる行動から】
- 05 地域の住民が気付き、参加し、体験する機会を増やす【身近な景観を共有し、再発見する】
- 06 地域の建築事業者等の意識やノウハウを高める【地場素材建築・再生建築】
- 07 東浦町のサポーターを増やす【外部へ向けた発信・交流】

●行動・事業を展開する組織づくりと場所づくり

- 08 「向こう三軒」から地域へと活動の輪を広げていく【コミュニティの再構築と多様化】
- 09 事業者、NPO、住民と行政が協働する場をつくる【景観協議会・景観整備機構の活用】
- 10 景観まちづくりの拠点(居場所)づくりに、古い空き家や商店を活かす【空き家活用・地元商店のサポート】

お問い合わせ

東浦町建設部都市整備課都市計画係 〒470-2192 愛知県知多郡東浦町大字緒川字政所 20 番地

tel 0562-83-3111

fax 0562-84-6422

e-mail toshiseibi@town.aichi-higashiura.lg.jp